

感対第 393 号  
令和 4 (2022)年 9 月 22 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、本年 2 月の第 6 波のピーク程度の高いレベルにはあるものの、着実に減少が継続しており、人口 10 万人あたりの直近 1 週間で第 7 波のピークの 4 分の 1 程度にまで減少しています。

また、療養者数の減少に伴い、病床使用率は 25%程度まで減少し、重症病床使用率は低い状態が継続するとともに、中等症者数も減少傾向にあります。

新規感染者数は減少しているものの高いレベルが継続していることから、警戒度レベルは 2 を維持することとしますが、医療提供体制への負荷が小さくなりつつあり、状況の改善が見られることから、9 月 30 日までとしていた B A. 5 対策強化宣言については、次の 3 連休の最終日である 9 月 25 日をもって終了します。

9 月 26 日からは、ウィズコロナの新たな段階への移行に向けて、全国一律に陽性者の全数届出の見直しが行われますが、発生届が提出されない陽性者を含め、引き続き必要な支援が確実に行われるようにするとともに、感染拡大を防止するため、高齢者施設等への検査等に引き続き取り組むこととしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 0570-666-983